

## 議案概要

第13回富士山世界文化遺産協議会の書面による決議に伴う議案の概要は、次のとおりとなります（詳細は、各資料を御確認ください。）。

## 【議案】

## 1 遺産影響評価手法の導入について（資料 2）

- ・世界遺産登録及び保全状況の審査において、世界遺産の顕著な普遍的価値が計画されている事業等によって受ける影響を事前に評価する「遺産影響評価（HIA）」の実施を勧告する事例が増加している。
- ・国内の資産においても、「「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群」等、HIA の仕組みを保存管理体系に取り入れるよう勧告があり、今後、各資産においても対応を求められる可能性が高い。
- ・このような状況に鑑み、富士山においても 2019 年度に学術委員会及び作業部会等で、世界遺産としての顕著な普遍的価値を適正に保存管理するため、遺産影響評価手法を導入すること及びそのためのマニュアル策定することが承認された。
- ・富士山において遺産影響評価手法を導入すべく、実施に当たって必用となるマニュアルについて、関係市町村、専門家による会議等の意見を聴きながら検討を行い、今年度末を目途に策定したい。

## 2 利用者負担制度について（資料 3、3-2）

- ・富士山保全協力金の協力率の向上とともに、不公平感が課題となっていることから、令和元年度の利用者負担専門委員会で、「受益者負担の概念を加え、義務的な料金制度の構築を目指し、令和 2 年度に骨子案を策定する」ことが承認された。（資料 3）
- ・利用者負担専門委員会等の議論を踏まえ、今年度から骨子案策定に本格着手したい。

## 3 来訪者管理戦略における次期計画期間の指標・水準及び対策について

（資料 4、4-2）

- ・来訪者管理の目標として定めた「望ましい富士登山の在り方」を実現するために指標及び水準を設定するとともに、水準の達成を目指した対策を実施している。
- ・来訪者管理戦略において、概ね 5 年ごとに指標・水準、対策の評価・見直しを行うこととしており、2020 年から新しい計画期間（2020 年～2024 年）を開始する。
- ・評価・見直しの結果、前回計画期間（2015 年～2019 年）の指標・水準は変更せず、「モニタリング」による検証を継続するとともに、「対策」を強化し水準の達成を目指したい。
- ・引き続き、登山の安全性・快適性を確保する観点から、極めて限定的に発生している著しい混雑の解消を図ること（平準化）を当面の重点目標とする。

- ・新型コロナウイルス感染症を踏まえた富士登山の在り方については、「富士山における適正利用推進協議会」で検討することとし、必要に応じて本計画への反映について検討する。

#### 4 包括的保存管理計画の改定について（資料5、5-2）

- ・富士山包括的保存管理計画は、資産のみならずその周辺環境を対象として、複数からなる資産を「ひとつの存在」として一体的に管理するとともに、「ひとつの文化的景観」としての管理手法を反映した保存・活用の基本方針・方法等を定めている。
- ・平成28年（2016年）に記載した「第9章行動計画の策定・実施」における事業進捗の反映等、必要な時点修正を行いたい。

#### 5 富士山南麓における送電設備建替計画について（資料6、6-2）

- ・「東京中部間連系設備（FC）に係る広域的整備計画」は、東日本エリアと西日本エリア間の融通可能な電力量を増強するため、送電設備等の建替を行うものである。
- ・同計画のうち「佐久間東幹線増強工事」では、世界遺産の緩衝地帯を含む富士山南麓地域において建替を予定している。
- ・事業実施に伴う遺産への影響評価について、「現時点において世界遺産「富士山」の価値に負の影響が確認又は予見されない」とした事務局の評価を承認願いたい。